

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	82	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所	職員の身分	非国家公務員
法人概要		港湾、海岸、空港、海洋・沿岸域開発に関する調査、研究及び技術の開発を実施					
沿革		昭和21年5月 運輸省鉄道技術研究所第7部港湾研究室 昭和24年6月 運輸省港湾局技術研究課 昭和25年4月 運輸省運輸技術研究所 昭和37年4月 運輸省港湾技術研究所 平成13年1月 国土交通省港湾技術研究所 平成13年4月 独立行政法人港湾空港技術研究所					
中期目標期間		平成23年4月～平成28年3月(5年間)					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		4 [1] (1)	2 [0] (1)	4 [0] (1)	4 [0] (1)		
常勤役員数		3	1	3	3		
非常勤役員数		1	1	1	1		
常勤職員数[官庁OB](現役出向)(4/1時点)		98 [0] (47)	97 [0] (43)	97 [0] (44)	97 [0] (43)		
うち間接部門		19	18	18	18		
うち事業部門		79	79	79	79		
非常勤職員数(官庁OB)(4/1時点)		15 (0)	13 (0)	10 (0)	13 (0)		
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴勘案)		96.8 (99.5)	96.9 (98.9)	96.1 (99.4)	— (—)		
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴勘案)		103.9 (110.3)	104.3 (110.8)	100.1 (108.4)	— (—)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算		
国からの 財政 支出額 の推移 (百万 円)	一般会計(百万円)	1,788	1,668	2,346	2,354		
	うち運営費交付金	1,385	1,248	1,196	1,174		
	うち施設整備費補助金	206	185	963	155		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	197	235	187	1,025		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計(社会資本整備事業特別会計港湾勘定)(百万円)	1,061	962	1,286	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	1,061	962	1,286	—		
	うち出資金	—	—	—	—		
	特別会計(社会資本整備事業特別会計空港整備勘定)(百万円)	259	159	125	—		
	うち運営費交付金	—	—	—	—		
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—		
	うち委託費	259	159	125	—		
	うち出資金	—	—	—	—		

NO.	82	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所	職員の身分	非国家公務員
		特別会計（社会資本整備事業特別会計業務勘定）（百万円）	22		—	—	—
		うち運営費交付金	—		—	—	—
		うち施設整備費補助金	—		—	—	—
		うち施設整備以外の補助金・交付金	—		—	—	—
		うち委託費	22		—	—	—
		うち出資金	—		—	—	—
		特別会計（東日本大震災復興特別会計）（百万円）	—		—	25	—
		うち運営費交付金	—		—	—	—
		うち施設整備費補助金	—		—	—	—
		うち施設整備以外の補助金・交付金	—		—	—	—
		うち委託費	—		—	25	—
		うち出資金	—		—	—	—
		計	3,129		2,789	3,782	2,354
		支出額の推移（百万円）	3,189		2,870	3,997	2,431
		収入額の推移（百万円）	3,247		2,876	3,841	2,431
		国の財政支出/収入額（％）	96.4		97.0	98.5	96.8
		財務データ （平成24年度、百万円）	資産合計	14,005	うち流動資産	1,491	
			負債合計	1,805	純資産合計	12,199	うち利益剰余金 290

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	所管 国土交通省	法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所
-----	----------	-----	-----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳 (名称)	(額)	法人名	額	
安全・安心な社会を形成するための研究	①沿岸域における自然災害の防止、被害の軽減を通じて、安全・安心な社会を形成するため、以下の研究を実施する。 ○地震災害の防止、軽減に関する研究 ○津波詐欺の防止、軽減に関する研究 ○高波、高潮災害の防止、軽減に関する研究 ②国土交通大臣は、独立行政法人港湾空港技術研究所が達成すべき目標（中期目標）を定め、当研究所は、これに基づき中期目標を達成するための計画（中期計画）を定めている。 【根拠法】 独立行政法人通則法第29条および第30条	2,663	合計	2,663	(一財)日本気象協会	230	
			国費	運営費交付金	431	(一財)日本建設情報総合センター	0.7
				施設整備補助金	963		(全事務・事業合計)
				受託研究費	1,152		
			自己収入	民間等からの受託研究費	77		
特許収入等	40						
沿岸域の良好な環境を保全、形成するための研究	①沿岸域における生態系の保全、閉鎖性海域の環境改善等を通じて、持続可能な社会を形成するため、以下の研究を実施する。 ○海域環境の保全、回復に関する研究 ○海上流出油・漂流物対策に関する研究 ○安定的で美しい海岸の保全、形成に関する研究 ②同上	542	合計	542	(一財)日本建設情報総合センター	0.7	
			国費	運営費交付金	348		(全事務・事業合計)
				施設整備補助金	0		
				受託研究費	160		
			自己収入	民間等からの受託研究費	2		
特許収入等	32						
活力ある経済社会を形成するための研究	①港湾・空港等の国際競争力の強化や海洋空間の有効利用などを通じて、活力ある経済社会を形成するため、以下の研究を実施する。 ○港湾・空港施設等の高度化に関する研究 ○港湾・空港施設等の戦略的維持管理に関する研究 ○海洋空間・海洋エネルギーの有効利用に関する研究 ②同上	792	合計	792	(一財)日本建設情報総合センター	0.7	
			国費	運営費交付金	417		(全事務・事業合計)
				施設整備補助金	0		
				受託研究費	311		
			自己収入	民間等からの受託研究費	26		
特許収入等	38						

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） 〈平成24年度決算合計〉

特別会計	法人合計（百万円）	合計	社会資本整備事業特別会計（港湾勘定）	社会資本整備事業特別会計（空港勘定）	東日本大震災復興特別会計
		1,436	1,286	125	25
安全		1,058	992	41	25
環境		157	153	4	0
活力		221	141	80	0

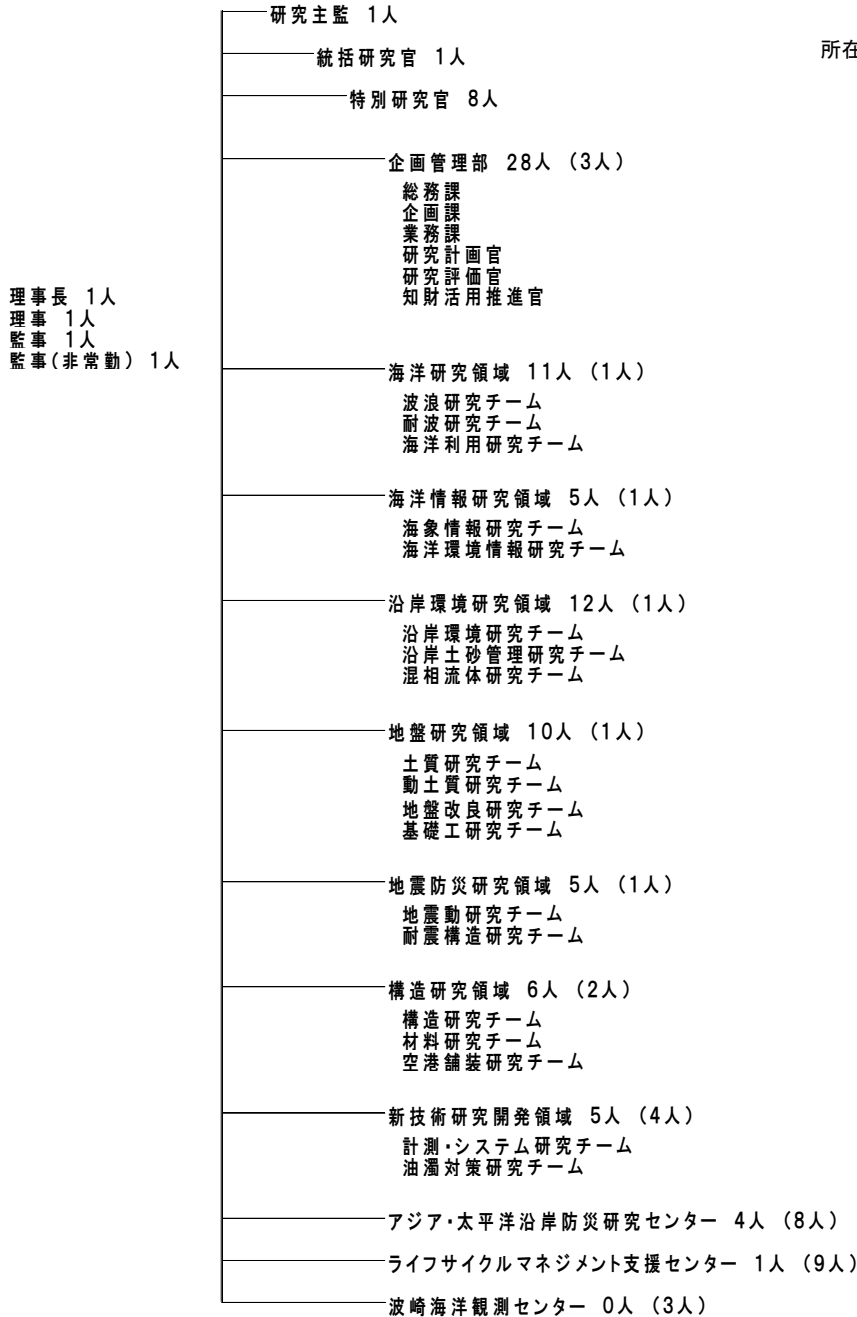
1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	82	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

平成25年4月1日現在

所在地：神奈川県横須賀市



（ ）は、兼務者の数(外数)

<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	82	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

<p>「経済財政運営と改革の基本方針」（H25. 6. 14閣議決定）では、「強い日本、強い経済、豊かで安全・安心な生活の実現」のためには「長期的に持続可能な経済社会の基盤確保」が必要であり「国土強靱化、防災・減災の取組」が重点項目として位置付けられるとともに、国際競争力を強化するインフラとして「国際コンテナ戦略港湾への集中投資」が明示されている。また、「海洋基本計画」（H25. 4. 26閣議決定）では、「海洋立国日本の目指すべき姿」として「海洋の開発・利用による富と繁栄」が位置づけられている。</p> <p>国土交通省では、東日本大震災を契機とした津波防災対策や港湾施設の老朽化対策、国際コンテナ戦略港湾や海洋開発の拠点整備等の緊急的な課題への対応等の施策を実施しているところ。</p> <p>港湾空港技術研究所は、港湾及び空港の施設に係る高い専門的知見と大型施設を有する国内唯一の研究機関であり、上記のような政策の実現を技術面から支えている。</p> <p>具体例としては、</p> <p>①東日本大震災の復旧支援において、港空研は、主務大臣の指示に基づき、発災直後に被災地に研究者を派遣して、被災状況の調査や被災メカニズムの解明を行うとともに、それに基づき関係機関への技術支援を行い、国と一体となって、被災施設の迅速な復旧、被災地の復興に向けた取り組みを重点的に行った。</p> <p>②施設の老朽化対策への緊急的な対応にあたって、港空研は、国のみならず地方公共団体も念頭とした現場からの技術支援の要請の増加に対応するため、平成25年4月に、既存の「LCM研究センター」を「ライフサイクルマネジメント支援センター」に改組し、人員の増強を含めた老朽化対策・維持管理に関する研究体制の拡充を行った。</p> <p>③平成22年度よりチリ国と共同で「津波に強い地域づくり技術の向上に関する研究」プロジェクトを、港空研が日本の研究代表者となって推進している等、大規模な災害に関し機動的かつ国際的に積極的な研究活動を行っており、アジア・太平洋地域における津波防災に関する研究分野をリードする存在として認知され、国際的な発言力を高めている。</p> <p>④国際基幹航路の拠点としての国際コンテナ戦略港湾や海洋開発等のための活動拠点としての遠隔離島港湾等の整備のために必要な技術的研究を重点的に推進するとともに、震災後に必要性が高まっている再生可能エネルギーの一つである港湾施設における波力発電システムに関する基礎研究を継続的に推進している。</p>
--

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

<p>独法制度の活用により、法人に運営面における幅広い裁量権が付与され、研究活動がより柔軟に行えるようになった。具体的には、研究者の海外派遣手続きが簡素化されて国際研究活動が活発化するとともに、国内外の災害時の研究者派遣についてもより迅速に行えるようになった。</p> <p>一方で、評価制度が多層化されたことで、その対応に係る業務の負荷が増大している。また、独法制度の導入により自己収入の財源化が可能となったものの、収入増大のインセンティブが機能しておらず、企業的経営を可能にするほどの増収に結びついていない。</p>
--

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国土交通省	436	独立行政法人港湾空港技術研究所運営費交付金
国土交通省	437	独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備費補助金

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
システム関連業務	システム運用管理、決裁システムの更新、グループウェアバージョンアップ等	29,889,370円	日本電気(株)、 日本ユニシス・ビジネス(株) ネオアクシス(株)
庁舎管理業務	建物維持保全・環境衛生管理、構内電気設備保全、構内空調設備保全等	24,587,273円	神奈川清和(株) (株)アシスト・イー・エス、 (株)イー・アール
内部管理業務	給与計算業務	1,638,000円	木村社会保険労務事務所
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算）	委託先
—	—	—	—

No.	82	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	○交通分野の4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）について、1法人に統合する。
② これに対する現時点での考え方	<p>国土交通省では、東日本大震災を契機とした津波防災対策や港湾施設の老朽化対策、コンテナ戦略港湾や海洋開発の拠点整備等の緊急的な課題への対応が求められており、これら課題への対応については、平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」や、平成25年4月26日に閣議決定された「海洋基本計画」においても位置づけられている。</p> <p>港湾空港技術研究所は、港湾及び空港の施設に係る高い専門的知見と大型施設を有する国内唯一の研究機関であり、上記のような政策の実現を技術面から支え、東日本大震災の被災状況の調査や被災メカニズムの解明、関係機関への技術支援等において貢献している。</p> <p>このように、港湾空港政策を取り巻く環境が変化する中、港湾空港技術研究所は専門性を更に高め、研究開発業務を重点的かつ機動的に実施できる体制が必要であり、これまで築き上げてきた業績を活かし他国機関との連携を強化し、国際的なプレゼンスの維持と研究開発機能の向上を図っていくことが重要である。</p> <p>上記閣議決定に関して、研究機関の統合により、一般的には、間接部門の効率化に繋がり得るとは考えているが、各法人の扱う研究分野や研究業務の性質が大きく異なるためシナジー効果は期待できず、法人の長が統合した組織全体を適切に運営し得るかについて課題があると認識している。また、各法人の研究業務の性質は異なっていることから、研究開発法人の制度見直しの動向も踏まえつつ、真に国の政策実施機能を担う独法の機能強化に具体的効果があるか否か等につき、十分かつ慎重に検討していく必要がある。</p>
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>【土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所】</p> <p>○上記5法人を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とする。</p> <p>○現在各法人が有している能力を維持・向上させる観点から、各分野に関して、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築する。</p> <p>○また、現在各研究所が有するプレゼンスを損なうことのないよう、統合後に各研究所の名称を引き続き使用することも含めて検討する。</p>
② これに対する現時点での考え方	(1) ②と同じ。
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	—
② 対応状況	—

No.	82	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

[個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。]

東日本大震災を契機とした津波防災対策や港湾施設の老朽化対策、コンテナ戦略港湾や海洋開発の拠点整備等の緊急的な課題への対応が求められており、これら課題への対応については、平成25年6月14日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」や平成25年4月26日に閣議決定された「海洋基本計画」においても位置づけられている。

港湾空港技術研究所は、港湾及び空港の施設に係る高い専門的知見と大型施設を有する国内唯一の研究機関であり、上記のような政策の実現を技術面から支え、東日本大震災の被災状況の調査や被災メカニズムの解明、関係機関への技術支援等において貢献している。

このように、関連する政策を取り巻く環境が変化する中、港湾空港技術研究所は専門性を更に高め、研究開発業務を重点的かつ機動的に実施できる体制が必要であり、これまで築き上げてきた業績を活かし他国機関との連携を強化し、国際的なプレゼンスの維持と研究開発機能の向上を図っていくことが重要である。

組織見直しの考え方について、研究機関の統合は、一般的には、間接部門の効率化に繋がりと考えているが、各法人の扱う研究分野や研究業務の性質が大きく異なるため、シナジー効果は期待できず、法人の長が統合した組織全体を適切に運営し得るかについて課題があると認識している。また、各法人の研究業務の性質は異なっており、研究開発法人の制度見直しの動向も踏まえつつ、真に国の政策実施機能を担う独法の機能強化に具体的効果があるか否か等につき、十分かつ慎重に検討していく必要がある。

No.	82	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

2（4）財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

①財政運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○「運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を達成した場合に増加分の一定割合を控除しないこととする。一方、目標不達成の場合には、運営費交付金の算定の際に、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて運営費交付金の削減を総合的に判断する。」

<意見>

自己収入拡大への取り組みに対する更なるインセンティブを与えるために、「増加分の一定割合を控除しないこととする。」ではなく、自己収入の目標を達成した場合の増加分の全てを控除しないことを検討いただきたい。

また、特に、知的所有権収入については、年度間の変動が大きいため、目標不達成を以て運営費交付金を削減した場合は、研究所の円滑な事業の運営に支障を来す恐れがあることから、制度設計に当たっては、ご配慮いただきたい。

3. 各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等について

(3) 研究開発を行う法人への対応について

② 見直しの方向性

○「国の科学技術イノベーション政策を確実に実施・反映していくため、主務大臣は司令塔たる総合科学技術会議が定めた国際水準を踏まえた評価指針に基づく評価を行うとともに、総合科学技術会議は法人の中期目標期間に係る業績評価等に関与」

<意見>

総合科学技術会議の中期目標期間に係る業績評価等への関与にあたっては、法人の業務内容を勘案し、総合科学技術会議が関与する法人を特定する必要がある。

主務大臣と総合科学技術会議の役割等を明確化し、評価項目の必要性を精査することで、法人の「評価疲れ」を防止するようご配慮いただきたい。

（参考）自民党政権公約 J-ファイル2013（抄）

340 独立行政法人改革

・・・評価項目の必要性を精査して「評価疲れ」を防止するとともに、業務の達成度合いと効率化度合いに分離します。